

## 前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要項は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、多くの事業者が材料価格・燃料価格高騰によるあおりを受けているなか、材料価格等の高騰に起因するコスト増がありながら、十分に価格転嫁できない為に収益が悪化するなど、特に材料価格・燃料価格高騰による影響が大きい業種を営む市内小規模事業者・中小事業者を支援することを目的とする。

### (支援額)

第2条 支援額については1事業者につき、一律10万円とする。ただし1回限りとする。

### (支援要件)

第3条 支援要件は、以下のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 令和3年4月1日以前から事業開始し、市内に事業所を置き、事業収入を得ている中小企業者および個人事業主
- (2) 主たる事業が日本標準産業分類における大分類D建設業、E製造業、H運輸業・郵便業、I卸売業・小売業、中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業、中分類88-廃棄物処理業、または自動車教習所のいずれかである者
- (3) 売上高又は粗利益について、令和3年6月から令和4年5月までのいずれかの月の額が、平成31年1月から令和3年5月までの任意の同月と比較して10%以上減少している者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団等」という。）には該当しない者

### (支援金の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金申請書兼誓約書（様式第1号）に必要事項を記入し、申請に必要な書類を添付して前橋市に提出するものとする。ただし、申請書類の提出方法は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送またはEメールで行うものとする。

2 申請期間は令和4年7月11日（月）から同年8月31日（水）までとし、当日消印有効とする。ただし、申請金額の合計が予算額に達した時点で受付を終了とする。

### (支援金の給付)

第5条 申請書類等の審査及び調査を行い、交付決定をした場合は、交付決定通知書（様式第2号）により通知し、申出の口座へ給付する。

2 申請書類等の審査及び調査の結果、第3条に定める支援要件を満たさないものと認定したときは、不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

### (支援金の適用除外)

第6条 前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金申請書兼誓約書、および全ての添付書類に虚偽の記載があった場合、支援金の適用除外とする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この要項は、令和4年6月10日から施行する。

前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金申請書兼誓約書 令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金の支給を受けたいので、以下のとおり添付書類を添えて申請します。また、誓約事項について誓約します。 **支援金 金100,000円**

申請事業者の情報	フリガナ			
	名称			
	所在地	〒 ※個人事業主は住民票地、法人は登記上の本店所在地を記入		
	電話番号		メール	
	役職名		代表者氏名	
	屋号など		生年月日	年 月 日
	市内事業所等所在地	〒 前橋市		
支給要件確認欄	(1) 令和3年4月1日以前から事業開始し、市内に事業所を置き、事業収入を得ている中小企業者および個人事業主である 事業開始 年 月 日 常時使用する従業員数 人		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(2) 主たる事業が次のいずれかである <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 運輸業・郵便業 <input type="checkbox"/> 卸売業・小売業 <input type="checkbox"/> 洗濯・理容・美容・浴場業 <input type="checkbox"/> 廃棄物処理業 <input type="checkbox"/> 自動車教習所 具体的な事業内容 ( )		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	(3) 売上高又は粗利益について、令和3年6月～令和4年5月いずれかの月の額が、平成31年1月以降の任意の同月の額と比較して10%以上減少している		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	① 年 月の売上・粗利 千円 2021年6月～2022年5月のいずれか			
	② 年 同月の売上・粗利 千円 2019年以降、任意の年の同じ月			
	$(② - ①) / ② \times 100 =$ % 10%以上減少している			
(4) 市税の滞納がない		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
(5) 自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しない		<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

誓約事項

- 申請書兼誓約書および全ての添付書類の記載内容について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、加算金及び延滞金の支払いが発生した場合は応じます。
- 必要に応じて、当事者の市税の納付状況について、市長が税関係情報の記録を調査することに同意します。
- 市が必要な場合、前橋警察署又は前橋東警察署に照会することについて同意します。

添付書類  前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金 申請書兼誓約書（様式第1号）

- 振込先口座情報申出書（通帳の1ページ目見開きの写しを貼付）
- 履歴事項または全部事項証明書（個人事業主は運転免許証等）の写し
- 直近の決算書（個人事業主は確定申告書）の写し
- 主たる事業の業種を証明する書類（許認可、自社発行の見積書、ちらし、ホームページなど）
- 支給要件確認月の売上高または粗利益を証明する書類（法人事業概況説明書、青色決算申告書など）

責任者名		電話番号	
担当者名		電話番号	

前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金

振込先口座情報申出書

支 援 金 振 込 先	金融機関コード				支店コード			
	金融機関名				本・支店名			
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金						
	口座番号	(右詰め記入)						
	(フリガナ) 口座名義人							

責任者名		電話番号	
担当者名		電話番号	

の り づ け

※通帳の1ページ目見開きの写し貼付欄

様式第2号

前橋市指令（産）第 号  
年 月 日

〒

所在地  
法人名  
代表者 様

前橋市長



前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金の支給について（通知）

前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金について、下記のとおり支給します。

記

- 1 支給金額  
金100,000円
- 2 支給方法  
前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金振込先口座情報申出書に記載いただいた振込先に振り込まれます。  
通帳には、「マイゲンシエン」と記帳されます。
- 3 支払予定日  
月 日（ ）  
(会計処理上、口座情報等に不備が確認された場合、支払日が変更になることがあります。)

〒

所在地  
法人名  
代表者

様

前橋市長



前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金の不支給について（通知）

前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金について、審査の結果、下記のとおり不支給となりました。

記

1 不支給理由